

津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町

合併協議会だより

発

行

津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会 会長 小西 勝雄

編

集

津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会事務局



みんなで力を合わせ、21世紀のまちづくりに向かってジャンプ

**大川総合病院は新市になつて、
より地域に密着した病院として生まれ変わります
上下水道料金が合併時に統一され、火葬炉使用料は無料**

第13回「津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会」を4月23日、長尾町農業者トレーニングセンターで開催し、継続協議となつて、病院の取扱い及び新市建設計画(その3)について協議しました。

現在、合併協議会設置当初、合併協定項目として定められていた協議事項も残すところ2項目となつて、合併協定に向けた最終の調整が行われています。以下、3月26日に寒川町農村環境改善センターにおいて開催された「第12回合併協議会」での協議事項等と併せ、今回の「第13回合併協議会」で協議、確認された項目について、その概要をお知らせします。

第12回

合併協議会の結果

上水道及び

公共下水道の

公共料金は合併時に統一

火葬炉使用料は

管内無料となります

監査委員の同意について

(津田町監査委員六車合併協議会の監査委員に監査委員

平成13年度合併協議会予算についての歳入、歳出をそれぞれ41,000千円としたものです。

【議決事項】

○議案第一号

【協議事項】

○協議第17号

保健衛生の取扱いについて(継続協議)

保健衛生の取扱いに関する事

項のうち、継続協議となつて、火葬業務での火葬炉使用料については、次のとおり確認されま

部会等の開催状況について、紹介が行われました。
次に、香川県市町振興課谷野課長から恒例となつて、香川県内外における合併に関する最近の動きについて、詳細な説明が行われました。

【報告事項】
○報告第1号
平成12年度合併協議会予算について
平成12年度合併協議会予算のうち、4,630千円を減額して、補正後の歳入、歳出をそれぞれ60,470千円としたものであります。

【報告第2号】
平成13年度合併協議会予算について
合併協議会の監査委員六車正之氏の死亡に伴い、村上陽一氏を委嘱することについて同意を求めたもので、原案のとおり可決されました。

【報告第3号】
平成13年度合併協議会予算について
合併協議会の監査委員に監査委員

会の予算に関する報告事項2件、合併協議会の監査委員の選任に関する議決事項1件に加え、これまで継続協議となつて、協定項目の保健衛生の取扱い、上水道等の取扱い及び公共下水道等の取扱いのほか、病院の取扱い等、6件を協議しました。

また、事務局より合併に関する経過報告として、5町における合併協議状況、住民説明会の質疑応答内容、分科会及び専門

部会等の開催状況について、重ねて現在協議、検討が始まっている事務調整の進捗状況について、紹介が行われました。

次に、平成13年4月より新しく香川県市町振興課長となつた林氏から、これまで恒例となつてある香川県内外における合併に関する最近の動きについて、詳細な説明が行われました。

香川県市町振興課長となつた林氏から、これまで恒例となつてある香川県内外における合併に関する最近の動きについて、詳細な説明が行われました。

病院の取扱いについて(総括協議)に基づいて審議が行われた結果、今回次のとおり確認されました。

● 大川総合病院は、市民の健康増進と福祉の充実のため、地域に密着した医療施設として位置付け、改善、拡充を図る。

● 施設の増改築については、現在ある「大川総合病院増改築基本構想計画」を参考に、新しく「さぬき市立病院建設計画」を策定す

る。

● 病院の取扱いについては、現在の

る中で建設場所等を検討し、合併後早い時期に新しい病院を完成させるものとする。

● 新規提案事項

○ 協議第56号

新市建設計画(案)について(その3)

協議第56号について、金体が8

章で構成される予定の新市建設計

画(案)の6章「新市における香川

県事業の推進」、7章「公共施設の

統合整備」、8章「財政計画」の部

分ですが、その策定現状を報告す

るなど、次回の協議会で基本方

針が確認されました。

● 合併協議会委員の異動について

(4) 国における手続(地方

自治法第7条第6項、第7

項)

● 知事からの届出を受理

したときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示する

とともにこれを国の関係

行政機関の長に通知します。

なお、市町村の合併に関

する知事の処分は、総務大

臣の告示によりその効力を

生じます。

● 市制施行の手続(地方

自治法第8条第3項)

合併協議会において合併の

方式、合併の時期、その他協

議すべき事項について協議を

終えたときは、合併事務手

續に万全を期す意味で、知

事に対しても事前協議をする

ことが適切とされています。

いたくことが確認されました。

● 次回合併協議会日程

第14回協議

会は、5月31日

(木)に志度町

で開催するこ

とに決まりま

した。

● 合併協議会委員の異動について

○ 協議第50号

病院の取扱いについて(総括協議)

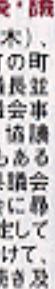
● 合併に向けての事務調整スタート

4月4日(水)、長尾町で開催された総務・議会部会を皮切りに、その他5部会でも合併関係5町間における様々な事務事業の詳細な擦り合わせを行う、事務調整作業が本格的に始まりました。これは、合併協議会の中に5町の職員で構成され設置されている専門部会及び分科会等が中心となって、公共料金の設定や新市の組織・機構等について、最も少ない投資で最大の効果が挙げられるよう細密な検討を行うもので、新市が誕生するまで続行されています。



5町長・議会議長が地元県議会議員を訪問

3月22日(木)、合併関係5町の町長及び議会議長並びに合併協議会事務局職員が、協議会の顧問でもある地元選出の県議会議員を県議会に尋ね、来春に予定している合併に向けて、法的な諸手続き及び県事業の推進等について、積極的なご支援やご協力がいただけるよう要望しました。これらの要望に対して、公務多忙の中、真剣に耳を傾けていただきました。



ちよつと寄り道やすらぎ夢回廊

◆新緑の木立を描らすトバーズ色した風の中を、気持ちよさそうに泳ぐ鯉のぼり。◆空を見上げて、そんな姿に、とかく幾多の試練が待ち受けて

いることの多い日常生活の中で、自由に躍動する自分自身の姿を中心でオーバーラップさせたことってないですか。◆目標に向かって前進する時には、

津田の松原海水浴場（津田町）



白砂青松で知られる名所「津田の松原」にあり、年間40万人を超える海水浴客が訪れる県内でも随一の海水浴場。津田などでは、その種やかな波と風、そして美しい朝日や夕日、そして年齢を問わず楽しめる海水浴が、子どもからお年寄りまで幅広い人々に愛される秘証となっています。また、年齢を通しての年齢を感じる遊びとして、年齢を過ぎた方々も参加しています。

（文化・体験学習施設）

（文化・体験学習施設）

南川自然の家（大川町）

南川は春鳥の声で「自覚め、夜は晴天の星に指がれて眠ると、朝は矢張りした日を過す」といわれる南川自然の家。南川には、全国から有志が集まり、自然環境を保護する活動を行っています。オリエンテーリング、キャンプ、アーティスティックハイキング等の子どもたちの野外体験学習施設としても、南川自然の家は、多くの人々に愛されています。



（文化・体験学習施設）

（文化・体験学習施設）

21世紀館さんがわ（寒川町）



21世紀館さんがわは、今春由学校給食センターを改装して、新たに「文化資源展示館」として誕生しました。この施設は、芸術文化とのふれあいを深め、人生のゆとりと満足感を実感できる芸術活動の拠点として、また地域における生涯学習活動の発表の場として、大きな期待が寄せられています。才媛が活躍する寒川町から講演会まで、香り高い志度芸術文化の核となる施設となりました。是非一度、専門の音楽や美術、書道などの展示会に駆けつけられてみませんか？

（文化・体験学習施設）

細川家住宅（長尾町）



細川家住宅のある多和は標高400mの静かな山里。古くは岡田から志度への通商貿易の中心であり、周辺の古戦の跡は、源平対決の際に、源氏の勝利によって、源氏文化とのふれあいを深め、人生のゆとりと満足感を実感できる芸術活動の拠点として、また地域における生涯学習活動の発表の場として、大きな期待が寄せられています。才媛が活躍する寒川町から講演会まで、香り高い志度芸術文化の核となる施設となりました。是非一度、専門の音楽や美術、書道などの展示会に駆けつけられてみませんか？

合併協定項目

（平成13年4月23日現在）

- 印は基本方針が確認された項目
- 印は現在協議中の項目
- △印は今後協議する項目

—基本的協定項目—

- 合併の方式に関する事項
- 合併の期日に関する事項
- 新市の名称に関する事項
- 新市事務所の位置に関する事項
- 財産及び債務の取扱いに関する事項

—合併特例法に規定されている協定項目—

- 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事項
- 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事項
- 地方税の取扱いに関する事項
- 一般職の職員の身分の取扱いに関する事項

—その他必要協定項目—

- 特別職等の身分の取扱いに関する事項
- 条例、規則等の取扱いに関する事項
- 事務機関及び組織の取扱いに関する事項
- 一部事務組合等の取扱いに関する事項
- 使用料、手数料等の取扱いに関する事項
- 公共的団体等の取扱いに関する事項
- 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事項
- 町、字の区域及び名称の取扱いに関する事項
- 町の慣行の取扱いに関する事項
- 国民健康保険の取扱いに関する事項
- 介護保険の取扱いに関する事項
- 消防団の取扱いに関する事項
- （各種事務事業の取扱いに関する事項）
 - 自治会・行政連絡機関の取扱い
 - 情報公開の取扱い
 - 防災関係の取扱い
 - 姉妹都市等の取扱い
 - 病院の取扱い
 - 納税関係の取扱い
 - 電算システムの取扱い
 - 広聴広報の取扱い
 - 各福祉制度の取扱い
 - 同和対策の取扱い
 - 社会福祉協議会の取扱い
 - じんあい処理の取扱い
 - 保健衛生の取扱い
 - 農林水産関係事業の取扱い
 - 商工観光の取扱い
 - 都市計画の取扱い
 - 建設関係事業の取扱い
 - 公営住宅の取扱い
 - 上下水道等の取扱い
 - 公共下水道等の取扱い
 - 小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱い
 - 学校教育の取扱い
 - 学校給食の取扱い
 - 社会教育の取扱い
 - 同和教育の取扱い
- 新市建設計画に関する事項
- その他必要な事項に関する事項

ご意見をお待ちしています

合併協議会事務局では、皆さんからのご意見等をお待ちしています。

合併についてのお問い合わせやご意見ご提言等がございましたら、津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会事務局（〒769-2392 大川郡長尾町東888番地5 長尾町役場内 TEL0879-52-2948・FAX0879-52-2971）又は各町合併推進窓口まで、お寄せいただきますようお願いいたします。